（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 全国（２都道府県以上）
☑ 神奈川県内

（ふりがな）わせだゆきこうえんかい

1　政治団体の名称　早稲田夕季後援会

〒248－0005

2　主たる事務所の所在地　神奈川県鎌倉市雪ノ下2-12-10

3　代表者の氏名　早稲田　夕季

4　会計責任者の氏名　早稲田　摂生

5　平成　３０年分

＊団体コード

前年繰越額　　円

事務担当者の氏名　山本　綾子

電話番号　0467-24-0573

その他 1804
7045
N

神奈川県選挙管理委員会 令和元年5.15 収受 第1960号

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　☐ 無
公職の種類　衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした　早稲田 夕季

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　早稲田　夕季
公職の種類　衆議院議員（現職）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

9

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	2,469,374
（前年からの繰越額）	322,374
（本年の収入額）	2,147,000
支　出　総　額	2,350,250
翌年への繰越額	119,124

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	2,147,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	2,147,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア　＋　イ）	2,147,000	

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
早稲田夕季	1,000,000	30.2.1	鎌倉市雪ノ下2-12-10	衆議院議員	
〃	500,000	30.7.1	〃	〃	
鈴木克政	200,000	30.11.14	東京都江戸川区小松川3-89	歯科医師	
鈴木常代	100,000	30.11.14	東京都江戸川区小松川3-75-6	〃	
この頁の小計	1,800,000				
その他の寄附	347,000				
合　計	2,147,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	414,356	
(2)　光熱水費	170,132	
(3)　備品・消耗品費	102,912	
(4)　事務所費	638,956	
小計	1,326,356	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	977,394	
(2)　選挙関係費	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	31,500	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	31,500	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	15,000	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	1,023,894	
合計	2,350,250	

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
水道光熱費	16,388	30.1.25	春藤幸江	鎌倉市御成町5-41	
〃	18,532	30.2.23	〃	〃	
〃	16,379	30.3.26	〃	〃	
〃	16,173	30.4.25	〃	〃	
〃	12,588	30.5.25	〃	〃	
〃	13,367	30.7.25	〃	〃	
〃	15,406	30.8.25	〃	〃	
〃	17,020	30.9.25	〃	〃	
〃	10,134	30.10.25	〃	〃	
〃	12,330	30.11.22	〃	〃	
〃	12,051	30.12.25	〃	〃	
この頁の小計	160,368				
その他の支出	9,764				
合計	170,132				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　（　消耗品費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ハガキ印刷代	57,240	30.7.11	東湘印版㈱	藤沢市長後1343-3	
この頁の小計	57,240				
その他の支出	4,104				
合　計	61,344				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　（　定期購読料　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	41,568				
合計	41,568				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　賃借料　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
駐車場代	20,000	30.1.25	ニューカマクラ	鎌倉市御成町13-2	
〃	20,000	30.3.1	〃	〃	
〃	20,000	30.3.23	〃	〃	
〃	20,000	30.4.25	〃	〃	
〃	20,000	30.5.24	〃	〃	
〃	20,000	30.7.4	〃	〃	
〃	20,000	30.7.25	〃	〃	
〃	20,000	30.8.23	〃	〃	
〃	20,000	30.9.27	〃	〃	
〃	20,000	30.10.31	〃	〃	
〃	20,000	30.11.30	〃	〃	
〃	20,000	30.12.21	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の支出	3,456				
合　計	243,456				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　通信費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
後納料金	89,446	30.2.5	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	89,446				
その他の支出	21,353				
合計	110,799				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　事務管理費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ゴミ収集代	15,180	30.5.1	㈱神中運輸	鎌倉市大町4-1-35	
監査報酬	88,011	30.5.24	曽宮崇広	鎌倉市笛田2-16-7	
ゴミ収集代	20,580	30.6.28	㈱神中運輸	前掲	
〃	15,320	30.9.3	〃	〃	
〃	15,240	30.10.25	〃	〃	
〃	20,180	30.12.21	〃	〃	
この頁の小計	174,511				
その他の支出	110,190				
合　計	284,701				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	71,950				
合計	71,950				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	47,040				
合計	47,040				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　渉外費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
年会費	12,000	30.2.1	実践倫理宏正会大船支部	鎌倉市大船4-18-6-4A	
会費	20,000	30.2.3	鎌倉宮社務所	鎌倉市二階堂154	
〃	12,000	30.2.21	鎌倉蕎麦商組合	鎌倉市御成町17-29鎌倉商工会議所	
会員費（半年分）	54,000	30.2.26	NPO法人ドットジェイピー	東京都千代田区麹町2-6-10-2F	
年会費	12,000	30.4.18	神奈川県地方自治研究センター	横浜市南区高根町1-3	
〃	12,000	30.5.28	八幡宮前振興会	鎌倉市二階堂93-14	
〃	30,000	30.6.22	連合神奈川議員団会議	横浜市中区山下町24-1	
会員費（半年分）	54,000	30.9.3	NPO法人ドットジェイピー	東京都千代田区麹町2-10-2-304	
年会費	12,000	30.11.7	横浜本郷ライオンズクラブ	横浜市栄区飯島町1530	
この頁の小計	218,000				
その他の支出	640,404				
合　計	858,404				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（宣伝広告費）／		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
機関紙代／	／31,500	30.2.7／	民進党 民進プレス編集部／	東京都千代田区永田町1-11-1／	
この頁の小計	31,500				
その他の支出	0				
合計	31,500				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）／「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費（研究費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
研修会費	15,000	30.8.1	立憲民主党神奈川県連合	横浜市中区相生町4-69-4F	
この頁の小計	15,000				
その他の支出	0				
合計	15,000				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 元 年 5 月 15 日

政治団体の名称 早稲田夕季後援会

会計責任者の氏名　　早 稲 田　摂 生　　早稲田

代 表 者 の 氏 名　　印
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和元年５月１３日

早稲田夕季後援会
代表　早稲田　夕季　殿

登録政治資金監査人　曽宮崇広
登　録　番　号　第　４２８号
研修修了年月日　平成２０年12月18日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、早稲田夕季後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人曽宮崇広が判断し、早稲田夕季後援会の従たる事務所（神奈川県鎌倉市御成町5-41-2F）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

早稲田夕季後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、早稲田夕季後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上